

所管部課	総務部 文書課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市文書管理規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会			
<p>1. 要 旨</p> <p>行政委員会等名で発送する文書について、課専用印を使用することができるよう改正し、事務の効率化を図る。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>第24条第2項中「市長名」の次に「又は行政委員会等名」を加え、「課専用市長印」を「課専用印」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>行政委員会等名で発送する文書のうち主管課長の専決事案に係る文書（契約書等を除く。）や、軽易若しくは定例的な事務に係る文書に、課専用印を使用できるようになることで事務の効率化が図られる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において事前審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。